



平成 26 年 (ワ) 第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 外

被告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

証拠説明書 (4)

2016 年 3 月 23 日

東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏
外



甲 号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨
43	『メルトダウン 連鎖の真相』 原本	2013.6.14	NHK『メル トダウン』 取材班	本件各号機は共通のもの、固有のものを含め、それぞれ複数の重大な欠陥を有していること、これらの欠陥によって SBO が発生し、メルトダウン、水素爆発、そして放射性物質の大量放出という史上最悪の原発事故へとつながっていったこと等の事実。
44	『福島第一原発事故 7つの謎』 原本	2015.1.20	同上	
45	朝日新聞 「事故時最重要の弁 動かず」 写し	2015.12.18	朝日新聞社	2号機では、原子炉圧力を下げるための最も重要な弁である逃がし安全弁が高温や高熱のために作動しなくなっていたこと等の事実。
46	東京新聞 「逃がし弁作動装置 溶ける？」 写し	同上	東京新聞社	

47	朝日新聞 「3号機格納容器に漏洩口」	写し	同上	朝日新聞社	2号機の逃がし安全弁が作動しなかったこと、3号機では格納容器から放射性物質を含む蒸気が外部に漏洩していたこと、その原因は格納容器のシール材の箇所であると推定されること等。
48	『福島原発事故はなぜ起きたか』 (抜粋)	写し	2011.6.30	井野博満・ 後藤政志・ 瀬川嘉之	原子炉運転前に格納容器からの窒素や放射性物質の漏洩率を試験すること等。
49	『世界』 872号 125～136 頁	写し	2015.8.1	岩波書店	1990年出版の「NUREG-1150」や2000年のフィンランドのオルキルオト1・2号機に関する研究で、建屋への水素漏洩や水素爆発が研究されていたこと、それにもかかわらず、本件原発事故時、福島第一原発吉田昌郎所長は、発生した水素が格納容器から建屋内に漏洩したり水素爆発したりすることを考えていなかったこと等の事実。
50	「東京電力株式会社 福島第一原子力発電所事故の技術的 知見について 参考 資料」(抜粋)	写し	2012.3.28	原子力安全・ 保安院	福島第一原発の各号機で、局所的に高い線量が測定されている箇所が存在していたこと、またその位置(図V-1-11)、格納容器のシール材が劣化し、放射性物質が漏洩していたこと、本件原発事故時の格納容器内の温度等の事実(図V-1-14)。
51	「(資料2)福島原子 力事故発生後の詳 細な進展メカニズム に関する未確認・未 解明事項の調査・検 討結果のご報告～ 第4回進捗報告～ (PDF)」(抜粋)	写し	2015.12.17	東京電力 株式会社	2011年3月15日までに、3号機格納容器から放射性物質が直接放出されていたこと等の事実。

52	『科学』 第 83 巻第 9 号 1045～1054 頁	写し	2013.9.1	岩波書店	本件原発事故の全交流電源喪失は津波によるものではあり得ないこと等。
53 の 1	朝日新聞 「危機は 1 号機から 始まった」	写し	2016.3.2	朝日新聞社	1 号機は、地震によって重要な機器・設備が損傷するという致命的な欠陥を有しており、このことが負の連鎖の起点となって、本件原発事故を発生させた等の事実。
53 の 2	朝日新聞 「隣り合う炉 負の連鎖」	写し	同上	同上	
54	「東北地方太平洋沖地震に関連した地震発生 長期予測と津波防災対策」 (地震第 65 巻 123～134 頁)	写し	2012 年	島崎邦彦	東京電力や被告らは 2002 年の時点で福島第一原発に 10m を超える津波が襲う危険を察知していたこと等の事実。
55	「あなたに知ってもらいたい原賠制度」 (抜粋)	写し	2014.3.20	一般社団法人 日本原子力産業協会	日本原子力産業協会は、インド原賠法について、供給者の欠陥部品等に起因する原子力損害に対して求償権を行使できる、供給者が製造物責任法により責任を負われる可能性も排除できない見解があるなどとしていること等。

以 上